

証券コード 7097
2025年10月9日

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
株式会社さくらさくプラス
代表取締役社長 西 尾 義 隆

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sakurasakuplus.jp/ir/stock/meeting/>



（上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、ファイル名「第8期定時株主総会招集通知」を選択してご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「さくらさくプラス」又は「コード」に当社証券コード「7097」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットのいずれかの方法によって議決権を行使できますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年10月23日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2025年10月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝日比谷ビル 6階
株式会社さくらさくプラス本社会議室
末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第8期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）事業報告、連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）計算書類報告の
件 |
| 決議事項
第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役4名選任の件 |

以 上

~~~~~  
（1）当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（2）電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

（3）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に  
ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年10月24日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を  
行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年10月23日（木曜日）  
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を  
行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年10月23日（木曜日）  
午後5時45分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

[illegible]

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

## 第1号議案

- 賛成の場合      >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合      >> 「否」の欄に○印

## 第2号議案

- 全員賛成の場合      >> **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合      >> **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合      >> **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

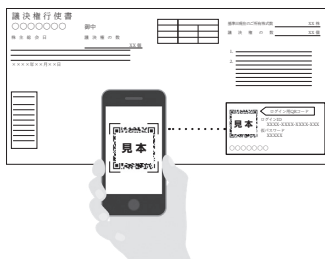
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

# 事業報告

(2024年8月1日から  
2025年7月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、インバウンド需要が堅調に推移するなど内需主導で緩やかな景気回復が続く見通しである一方、国際情勢不安、エネルギー価格の高騰、円安傾向による消費者物価の継続的な上昇、そしてアメリカの関税政策の動向が我が国経済に与える影響の不確実性などにより、国内景気の先行きは依然として不透明な状況となっています。

当社グループを取り巻く事業環境は、厚生労働省の人口動態統計速報値（2025年7月公表）によると、2025年5月の出生数は前年同月比1,342人少ない6万718人（対前年同月比2.2%減）と引き続き減少傾向が続いている状況です。このように止まらない少子化への対策として、2023年4月に発足した子ども家庭庁は、2023年12月に政府全体の包括的なこども施策の基本方針「こども大綱」と、結婚・出産・子育て支援を加速する具体的な施策「こども未来戦略」を閣議決定しました。さらに、2024年度から2026年度までの3年間を集中取組期間とした具体的な政策「こども・子育て支援加速化プラン」が、総額3兆6,000億円の前例のない規模で幅広い施策が推進されています。

また、総務省が公表した労働力調査（2025年8月1日公表）によると、2025年6月の労働力人口が前月から4万人の減少となる中、就業者数は前年差51万人増と35カ月連続で増加しました。男女別でみると、男性が前年差2万人減と4カ月ぶりに減少し、女性が前年差52万人増と40カ月連続で増加しました。このように共働き家族・子育て家族のさらなる増加と女性の社会進出による様々なニーズへのサポート強化が益々重要となっています。

このような環境下、共働き家族・子育て家族のための総合ソリューションカンパニーとして、株式会社さくらさくみらいが運営する保育サービスを中核に、保育サービスのICT化を推進した子育て支援サービスの充実、子育て支援住宅の企画・開発、進学塾の運営、保育業界に向けたeラーニングによる豊富な研修コンテンツの提供、さらに女性の健康とQOL（生活の質）の向上を目指したフェムケア事業の展開など、共働き家族・子育て家庭とその周辺の皆さまへのサポートを強化し、安心と安全を提供すべく事業活動を推進しております。

以上の結果、当連結会計年度末時点で当社グループが営む保育施設の数は、認可保育所（東京都）82施設、認可保育所（埼玉県）1施設、認可保育所（千葉県）1施設、認可保育所（大阪府）3施設、認証保育所（東京都）1施設の計88施設となり、学習塾の数は4校（東京都）、子育て支援カフェの数は1店（東京都）となっております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高18,388百万円（前期比6.8%増）、営業利益1,139百万円（同46.9%増）、経常利益1,032百万円（同18.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益611百万円（同0.7%増）となりました。

なお、当社グループは子ども・子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は123百万円であり、その主なものは、認可保育所の設備工事やソフトウェア等であります。

③ 資金調達の状況

当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,862百万円の調達を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年9月4日付で、株式会社ＹＥＬＬの全発行済株式を取得し、連結子会社といたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 5 期<br>(2022年7月期) | 第 6 期<br>(2023年7月期) | 第 7 期<br>(2024年7月期) | 第 8 期<br>(2025年7月期)<br>(当連結会計年度) |
|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 11,992              | 13,844              | 17,212              | 18,388                           |
| 経常利益 (百万円)                | 1,160               | 542                 | 871                 | 1,032                            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 365                 | 325                 | 607                 | 611                              |
| 1株当たり当期純利益                | 82円43銭              | 72円24銭              | 137円64銭             | 140円29銭                          |
| 総資産 (百万円)                 | 13,421              | 14,488              | 13,638              | 13,258                           |
| 純資産 (百万円)                 | 4,653               | 4,942               | 5,288               | 5,821                            |
| 1株当たり純資産                  | 1,039円33銭           | 1,090円03銭           | 1,221円40銭           | 1,325円85銭                        |

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                           | 第 5 期<br>(2022年7月期) | 第 6 期<br>(2023年7月期) | 第 7 期<br>(2024年7月期) | 第 8 期<br>(2025年7月期)<br>(当事業年度) |
|-------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 営業収益 (百万円)                    | 855                 | 525                 | 700                 | 847                            |
| 経常利益 (百万円)                    | 403                 | 6                   | 66                  | 337                            |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (百万円)     | 105                 | △29                 | △41                 | 308                            |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) | 23円69銭              | △6円45銭              | △9円48銭              | 70円69銭                         |
| 総資産 (百万円)                     | 2,315               | 2,481               | 2,056               | 2,330                          |
| 純資産 (百万円)                     | 1,672               | 1,606               | 1,304               | 1,554                          |
| 1株当たり純資産                      | 373円56銭             | 355円81銭             | 302円43銭             | 354円12銭                        |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年7月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名          | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|----------------|-------|----------|---------------|
| 株式会社さくらさくみらい   | 93百万円 | 100.0%   | 子ども・子育て支援事業   |
| 株式会社さくらさくパワーズ  | 9百万円  | 100.0%   | 子ども・子育て支援事業   |
| 株式会社みらいパレット    | 50百万円 | 100.0%   | 子ども・子育て支援事業   |
| 株式会社 V A M O S | 1百万円  | 100.0%   | 子ども・子育て支援事業   |
| 株式会社みんなのみらい    | 50百万円 | 95.0%    | 子ども・子育て支援事業   |
| 株式会社保育のデザイン研究所 | 30百万円 | 100.0%   | 子ども・子育て支援事業   |
| 株式会社 Y E L L   | 0百万円  | 100.0%   | 子ども・子育て支援事業   |

(注) 1.特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2.2024年9月4日に株式会社 Y E L L の全株式を取得し、同社を連結子会社としました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 継続的な人材の確保

当社グループの子ども・子育て支援事業は、事業拡大にあたって保育士・栄養士・看護師資格を有する優秀な人材等が不可欠であるため、優秀な人材の確保に努めてまいります。当社グループでは、年間を通じて全国各地で新卒の採用を含めた積極的な採用活動を行うとともに、従業員社宅制度や研修制度の充実、雇用条件の向上など、働きやすい環境づくりに注力してまいります。

##### ② ドミナント戦略の強化

当社グループは、全国的に待機児童が減少する一方で、依然として底堅いニーズを保つ都心部をターゲットとして、過去の運営実績や経験で培ったノウハウにより、収益性の高い認可保育所に特化した施設開設に注力してまいりました。当面は首都圏都心部における児童の確保、従業員採用や定着における優位性があると見込まれるため、当該エリアにおける認可保育所の開設に注力していく方針であります。

##### ③ 新規事業への進出

当社グループの主要事業及び収益源は子ども・子育て支援事業であるため、急速な少子化や国、地方自治体の政策の変更により当社グループの業績は大きく影響を受ける可能性があります。当該状況を踏まえ、経営の安定化を図るためにも、当社グループが保有するノウハウを活用し、政策の影響を受けない新規事業領域への進出を継続的に実施してまいります。

##### ④ コンプライアンスの遵守

当社グループの運営する保育所サービスは許認可事業であるため、児童福祉法や施設利用者の個人情報保護に関する法律等の関連法令を遵守することは、事業を継続するために特に重要であると認識しております。当社グループでは、適宜改正される関連法令を適時に把握し、社内に周知できるように社内規程等をはじめとしたルール及び体制を整備し、社内研修等によりコンプライアンス遵守の組織文化の醸成を図ってまいります。

⑤ 設備投資資金の調達

当社グループでは、子ども・子育て支援事業に関する継続的な開設を計画していることから、開設に係る設備資金を安定的に確保することが重要な課題であると認識しております。一方で、有利子負債比率の上昇は経営の健全性を阻害する可能性があるため、財務の健全性の向上を図るべく、金融機関からの借入、社債発行、株式発行等による複数の資金調達手段を組み合わせ、最適な財務政策を検討してまいります。

⑥ 不動産の確保

当社グループが認可保育所を開設するにあたっては、不動産所有者から保育所建設予定の土地や建物を賃借し、自治体より許認可を得ることとなります。ならびにその他周辺事業（子ども・子育て支援）の拡張を含め、自治体、利用者、当社グループのそれぞれのニーズを満たす最適な物件の情報を適時に取得するためには、不動産関連事業者等との関係構築が不可欠となります。当社グループ経営陣は不動産業界での豊富な経験とネットワークを有しておりますが、引き続きこれらのネットワークの拡充に努めてまいります。

⑦ 業務の効率化

当社グループでは、業務の効率化による就業環境の向上を目的に、ICT化による保育士の業務負担の軽減を図り、保育の質をより高める体制づくりを推進しております。また、このICT化により利用者への情報提供ならびにコミュニケーションにおける利便性が生まれ、さらなる保育サービスの向上に取り組んでおります。なお、ICT化においては、情報漏洩等への対策、管理体制の強化を併せて進めてまいります。

(5) **企業集団の主要な事業内容**（2025年7月31日現在）

当社の主要な事業は、子ども・子育て支援事業であります。

(6) 企業集団の主要な拠点等 (2025年7月31日現在)

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 当 社             | 本社：東京都千代田区 |
| 株式会社さくらさくみらい    | 本社：東京都千代田区 |
| 株式会社さくらさくパワーズ   | 本社：東京都千代田区 |
| 株式会社みらいパレット     | 本社：東京都千代田区 |
| 株式会社 V A M O S  | 本社：東京都武蔵野市 |
| 株式会社みんなのみらい     | 本社：東京都千代田区 |
| 株式会社保育のデザイン研究所  | 本社：神奈川県藤沢市 |
| 株 式 会 社 Y E L L | 本社：東京都千代田区 |

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(7) **企業集団の従業員の状況** (2025年7月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数：1,804名 (453名) (前期比33 (32) 名増)

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 臨時雇用者数につきましては、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。なお、臨時雇用者はパートタイマー、アルバイト、派遣社員を含んでおります。
3. 当社グループは子ども・子育て支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減 | 従業員の平均年齢 | 従業員の平均勤続年数 |
|--------|-----------|----------|------------|
| 33(1)名 | 6名増 (0名)  | 42.8歳    | 6.7年       |

(注) 1. 従業員数は、当社子会社との兼務者を含む就業人員であります。

2. 臨時雇用者数につきましては、年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。なお、臨時雇用者はパートタイマー、アルバイト、派遣社員を含んでおります。

(8) **企業集団の主要な借入先の状況** (2025年7月31日現在)

| 借入先        | 借入残高     |
|------------|----------|
| 株式会社横浜銀行   | 1,183百万円 |
| 株式会社みずほ銀行  | 1,134百万円 |
| 朝日信用金庫     | 566百万円   |
| 株式会社きらぼし銀行 | 266百万円   |
| 株式会社りそな銀行  | 198百万円   |
| 株式会社三井住友銀行 | 184百万円   |

(注) 1. 借入残高が100百万円以上の金融機関を記載しております。

2. 当社及び連結子会社は、設備資金及び運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うために取引銀行7行と総額2,450百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は2,021百万円であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2025年7月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,564,900株（うち自己株式173,884株）
- ③ 株主数 5,519名
- ④ 大株主（上位10位）

| 株 主 名                     | 持 株 数 （ 株 ） | 持 株 比 率 （ % ） |
|---------------------------|-------------|---------------|
| 株 式 会 社 T K S             | 669,000     | 15.24         |
| 株 式 会 社 だ い ぎ             | 480,000     | 10.93         |
| 株 式 会 社 プ ラ ス ュ ー         | 464,000     | 10.57         |
| 中 山 隆 志                   | 455,000     | 10.36         |
| 田 中 順 也                   | 189,000     | 4.30          |
| 西 尾 義 隆                   | 180,000     | 4.10          |
| 株 式 会 社 ク リ エ イ ト バ リ ュ ー | 162,000     | 3.69          |
| 森 田 周 平                   | 123,000     | 2.80          |
| 株 式 会 社 フ ル タ イ ム シ ス テ ム | 65,000      | 1.48          |
| 政 岡 元                     | 60,000      | 1.37          |

- (注) 1. 当社は、自己株式173,884株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                                |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                            |
|------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |                     | 2017年10月16日                                |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                     | 15個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 (注) 1 4,500株<br>(新株予約権 1 個につき 300株)   |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり 99,000円<br>(1 株当たり 330円)      |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                     | 2019年10月17日から<br>2027年10月16日まで             |
| 行 使 の 条 件                                      |                     | (注) 2                                      |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 0 個<br>目的となる株式数 0 株<br>保有者数 0 名    |
|                                                | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 0 個<br>目的となる株式数 0 株<br>保有者数 0 名    |
|                                                | 監 査 役               | 新株予約権の数 15個<br>目的となる株式数 4,500株<br>保有者数 1 名 |

- (注) 1. 2019年11月9日付株式分割（1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年7月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                            |
|---------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 西 尾 義 隆 | 株式会社さくらさくみらい 代表取締役社長<br>株式会社さくらさくパワーズ 取締役<br>株式会社みらいパレット 取締役<br>株式会社みんなのみらい 代表取締役社長<br>株式会社YELL 代表取締役社長                            |
| 取 締 役 副 社 長   | 中 山 隆 志 | 株式会社さくらさくみらい 取締役副社長<br>株式会社さくらさくパワーズ 取締役<br>株式会社あかいみらいアセット 取締役<br>株式会社みらいパレット 取締役<br>株式会社みんなのみらい 取締役                               |
| 取 締 役 専 務     | 森 田 周 平 | 株式会社さくらさくみらい 取締役専務<br>株式会社さくらさくパワーズ 取締役                                                                                            |
| 取 締 役         | 北 村 聡 子 | 半蔵門総合法律事務所 パートナー<br>キャリアリンク株式会社 社外取締役<br>日本保険学会 理事<br>全国共済農業協同組合連合会 監事<br>株式会社ヤフルト本社 社外監査役                                         |
| 常 勤 監 査 役     | 野 中 利 夫 | 株式会社さくらさくみらい 監査役<br>株式会社さくらさくパワーズ 監査役<br>株式会社みらいパレット 監査役<br>株式会社VAMOS 監査役<br>株式会社みんなのみらい 監査役<br>株式会社保育のデザイン研究所 監査役<br>株式会社YELL 監査役 |
| 監 査 役         | 横 田 絵 美 | 株式会社さくらさくみらい 監査役<br>株式会社さくらさくパワーズ 監査役<br>Global Mobility Service株式会社 取締役                                                           |
| 監 査 役         | 金 井 重 高 | 株式会社FUNDINNO 監査役<br>株式会社Macbee Planet 取締役監査等委員                                                                                     |

- (注) 1. 取締役 北村聡子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 野中利夫氏及び金井重高氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 横田絵美氏及び金井重高氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 北村聡子氏並びに監査役 野中利夫氏及び金井重高氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 支給人数       | 報酬等の総額            |
|------------------|------------|-------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(1名) | 89百万円<br>(3百万円)   |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 14百万円<br>(12百万円)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 7名<br>(3名) | 103百万円<br>(15百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年10月31日開催の定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年10月31日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 当事業年度に係る報酬等は、月額報酬（固定）のみであります。

### ロ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬等は、月額報酬（固定）のみで構成されております。監査役の報酬は監査役の協議にて決定しております。また、取締役の報酬の決定方針は取締役会において決議しており、その内容は以下のとおりです。取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等は当該報酬の決定方針の内容と整合していると判断できることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ① 取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、当社の経営状況、個々の役員の職責及び実績等を勘案し取締役会で決定する。
- ② 非金銭報酬等は採用せず、金銭報酬のみとする。
- ③ 業績連動報酬等は採用しない。
- ④ 月例固定報酬とする。

## ③ 社外役員に関する事項

## イ. 社外役員の重要な兼職等

| 区 分       | 氏 名     | 他 の 法 人 等 と の 兼 任 状 況 及 び<br>当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係                                         |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役     | 北 村 聡 子 | 半蔵門総合法律事務所 パートナー<br>キャリアリンク株式会社 社外取締役<br>日本保険学会 理事<br>全国共済農業協同組合連合会 監事<br>株式会社ヤクルト本社 社外監査役 |
| 常 勤 監 査 役 | 野 中 利 夫 | 該当なし                                                                                       |
| 監 査 役     | 金 井 重 高 | 株式会社FUNDINNO 監査役<br>株式会社Macbee Planet 取締役監査等委員                                             |

(注) 当社と各兼職先との間に特別の利害関係はありません。

## ロ. 社外役員の主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 活 動 状 況                                                                                                                  |
|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 北 村 聡 子 | 当事業年度に開催された取締役会の全21回中20回に出席しました。弁護士としての企業法務に関する幅広い知見から、その知識と経験に基づき、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行う等、議案の審議等に関して適宜助言や提言を行っております。 |
| 監査役 | 野 中 利 夫 | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全回に出席しました。監査業務の豊富な経験に基づき、その専門的見地からの助言・提言を行っております。                                                  |
| 監査役 | 金 井 重 高 | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全回に出席しました。公認会計士として主に会社の会計全般について、専門家としての見識に基づく助言・提言を行っております。                                        |

## ハ. 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）及び監査役は、当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役であるものを除く）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### ⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社グループの取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は、会社役員等賠償責任保険普通保険の他、株主代表訴訟補償特約、会社補償支払特約等であります。なお、当該保険の保険料は全額を会社が負担しております。

### (4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人東海会計社

#### ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 25百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25百万円     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に対して、監査時間や報酬単価等の算出根拠を確認した結果、監査品質の維持向上のために相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っています。

- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会の会計監査人の選定方針は、職業的専門家としての高い知見を有し、独立性及び監査品質が確保されており、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、コスト面を含めて効率のかつ効果的な監査業務の運営が期待できることであります。

会計監査人を選任・解任するにあたっては、当社の監査役会規程の「会計監査人の選解任に関する決定等」に基づき、会計監査人の職務執行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて確認を行い、判断しております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査役の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十全に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人東海会計社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月に1回開催することとし、取締役間の情報共有を図る。また、当社及び当社子会社の従業員により構成されるコンプライアンス委員会、ハラスメント啓発委員会を毎月開催し、従業員への教育を行うことによりコンプライアンスの強化を図る。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査室が随時閲覧できる体制を整備する。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理規程に基づいて当社並びにグループ各社における業務を遂行するうえでのリスクを分析、識別、予見し、有事の際には代表取締役社長がリスク管理統括責任者となり、リスク管理委員会を組織したうえで迅速に対応する体制を整備する。
- ロ. 連絡会議や役員会等の会議体において重要事項を適時に共有し、リスクへの対応を迅速に行う体制を構築する。
- ハ. 内部監査室の内部監査がリスクを早期に識別し、解消を図るための自浄作用の機能を果たす体制を構築する。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 組織規程、稟議規程、決裁権限規程、業務分掌規程等により取締役の権限と責任や重要会議体への報告義務を負う範囲等を明確化し、取締役の職務の執行が効率的に行われるように職務を分掌する。
- ロ. 重要事項については毎週開催される連絡会議及び役員会において事前に審議し、取締役会における迅速かつ適正な意思決定を推進する。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の経営等に係る重要事項については取締役会における報告、審議事項とし、同会における審議を通じて企業集団における業務の適正性を確保する体制とする。
  - ロ. 子会社の役員は必ず当社の役員または従業員が1名は兼任する体制とし、子会社の重要な情報について迅速に把握可能な体制を構築する。
  - ハ. 内部監査室は子会社の業務内容についてもその監査の範囲に含め、監査の結果を適時に代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社は、必要に応じて監査役と協議のうえで監査役の職務を補助すべき使用人を配置することが出来るものとする。
  - ロ. 使用人を設置する場合には、同使用人の監査役補助業務については監査役の指揮命令系統下に入るものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。
  - ハ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役からの指名により決定し、同使用人の人事異動及び考課については監査役の同意を得ることとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- イ. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役に速やかに報告することとする。
  - ロ. 常勤監査役は毎週開催される連絡会議及び役員会に出席し、また、月に1回開催される取締役会に出席することにより、取締役及び使用人が重要な事項を報告することが出来る体制を整備する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役社長と監査役は適宜意見交換を行う。
  - ロ. 当社は、監査役が必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することが出来る体制を整備する。
  - ハ. 監査役の職務の執行に関する費用等について請求があった場合には、当該請求が監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じることとする。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ各社は、反社会的勢力排除に関する規程に基づき、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない方針とする。また、必要に応じて警察や弁護士等の外部の専門機関と連携し、体制の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組みの状況

当社代表取締役社長が委員長を選任し、当社及び子会社の従業員で構成されるコンプライアンス委員会及びハラスメント啓発委員会を定期的に開催し、従業員への教育を行うことによりコンプライアンスの強化を図りました。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われるための取組みの状況

定期的な取締役会や、役員会等の開催に加え、必要に応じて臨時の取締役会を開催することにより、法令や定款等に定められた重要事項を決定するとともに、業務の効率的な執行を図るほか、取締役の職務執行状況を監督いたしました。また、当社及び子会社では、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程を定め、これにより責任の明確化及び効率的な業務の遂行を図っております。

③ 子会社における業務の適正を確保する取組みの状況

子会社の経営等に係る重要事項については当社取締役会における報告、同会における審議を通じて企業集団における業務の適正性を確保する体制としております。また、子会社の役員は必ず当社の役員または従業員が1名は兼任する体制とし、子会社の重要な情報について迅速に把握可能な体制を構築しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役は、取締役会及び役員会等の重要な会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧のほか、必要に応じて取締役、使用人にヒアリングを行うことで監査の実効性を確保するとともに、適宜助言等を行いました。また、代表取締役との意見交換や、内部監査室との適切な連携等を推進することにより、効果的な監査業務の遂行を図りました。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
|-------------------|--------|---------------|--------|
| (資 産 の 部)         |        | (負 債 の 部)     |        |
| 流 動 資 産           | 4,766  | 流 動 負 債       | 2,948  |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,521  | 短 期 借 入 金     | 496    |
| 販 売 用 不 動 産       | 700    | 1年内返済予定の長期借入金 | 594    |
| 仕 掛 販 売 用 不 動 産   | 38     | 未 払 金         | 878    |
| 未 収 入 金           | 1,139  | 未 払 法 人 税 等   | 248    |
| そ の 他             | 366    | 賞 与 引 当 金     | 236    |
| 固 定 資 産           | 8,491  | そ の 他         | 493    |
| 有 形 固 定 資 産       | 7,062  | 固 定 負 債       | 4,488  |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 6,739  | 社 債           | 99     |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 133    | 長 期 借 入 金     | 2,480  |
| 土 地               | 0      | 繰 延 税 金 負 債   | 1,830  |
| リ ー ス 資 産         | 96     | そ の 他         | 78     |
| そ の 他             | 92     | 負 債 合 計       | 7,436  |
| 無 形 固 定 資 産       | 441    | (純 資 産 の 部)   |        |
| の れ ん             | 226    | 株 主 資 本       | 5,821  |
| そ の 他             | 214    | 資 本 金         | 589    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 988    | 資 本 剰 余 金     | 773    |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 743    | 利 益 剰 余 金     | 4,626  |
| そ の 他             | 244    | 自 己 株 式       | △167   |
| 資 産 合 計           | 13,258 | 非 支 配 株 主 持 分 | －      |
|                   |        | 純 資 産 合 計     | 5,821  |
|                   |        | 負 債 純 資 産 合 計 | 13,258 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年8月 1日から)  
(2025年7月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             |      | 金 額 |        |
|-----------------|------|-----|--------|
| 売上高             |      |     | 18,388 |
| 売上原価            |      |     | 15,510 |
| 売上総利益           |      |     | 2,878  |
| 販売費及び一般管理費      |      |     | 1,739  |
| 営業利益            |      |     | 1,139  |
| 営業外収益           |      |     |        |
| 持分法による投資利益      | 9    |     |        |
| その他の利益          | 20   |     | 30     |
| 営業外費用           |      |     |        |
| 支払利息            | 61   |     |        |
| 支払手数料           | 66   |     |        |
| その他の費用          | 9    |     | 137    |
| 経常利益            |      |     | 1,032  |
| 特別利益            |      |     |        |
| 固定資産売却益         | 0    |     | 0      |
| 特別損失            |      |     |        |
| 固定資産除却損         | 21   |     |        |
| 減損損失            | 321  |     |        |
| その他の損失          | 0    |     | 343    |
| 税金等調整前当期純利益     |      |     | 689    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 364  |     |        |
| 法人税等調整額         | △285 |     | 79     |
| 当期純利益           |      |     | 610    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |      |     | △1     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |      |     | 611    |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2024年8月 1日から)  
(2025年7月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |       |       |      |        |
|--------------------------|---------|-------|-------|------|--------|
|                          | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高              | 581     | 767   | 4,118 | △199 | 5,267  |
| 当連結会計年度変動額               |         |       |       |      |        |
| 剰余金の配当                   |         |       | △104  |      | △104   |
| 新株の発行                    | 7       | 7     |       |      | 14     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |         |       | 611   |      | 611    |
| 自己株式の取得                  |         |       |       | △0   | △0     |
| 自己株式の処分                  |         | △0    |       | 32   | 32     |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減       |         | 0     |       |      | 0      |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |         |       |       |      |        |
| 当連結会計年度変動額合計             | 7       | 6     | 507   | 32   | 553    |
| 当連結会計年度末残高               | 589     | 773   | 4,626 | △167 | 5,821  |

|                          | 非支配株主<br>持 分 | 純資産合計 |
|--------------------------|--------------|-------|
| 当連結会計年度期首残高              | 20           | 5,288 |
| 当連結会計年度変動額               |              |       |
| 剰余金の配当                   |              | △104  |
| 新株の発行                    |              | 14    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |              | 611   |
| 自己株式の取得                  |              | △0    |
| 自己株式の処分                  |              | 32    |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減       |              | 0     |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | △20          | △20   |
| 当連結会計年度変動額合計             | △20          | 533   |
| 当連結会計年度末残高               | －            | 5,821 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 7社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社さくらさくみらい  
株式会社さくらさくパワーズ  
株式会社みらいパレット  
株式会社V AMO S  
株式会社みんなのみらい  
株式会社保育のデザイン研究所  
株式会社Y E L L

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 2社
- ・ 持分法適用の会社等の名称 株式会社あかるいみらいアセット  
Hana TED.,JSC

##### ② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

##### ① 連結の範囲の変更

当連結会計年度に株式会社Y E L Lの株式を新たに取得したため、連結子会社に含めております。

##### ② 持分法適用の範囲の変更

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社V AMO Sについては、連結計算書類の作成にあたって、6月30日現在で実施した決算に基づく計算書類を使用しております。なお、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～47年

機械装置及び運搬具 6年～17年

工具、器具及び備品 4年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

## ⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### ・子ども・子育て支援事業

保育所においては、主に自治体からの認可等に基づき、運営を行うことにより、一定の補助金の収入を得ております。当該補助金については、園児数、保育士数などの一定の要件に応じた保育園等の運営を行うことにより履行義務が充足されることとなりますので、契約期間にわたり収益を認識しております。

また、認証保育所及び保育周辺サービス並びに進学塾サービスにおいては、保護者との契約により、原則としてサービスを提供した時点で履行義務が充足されることとなりますが、主に計算期間の単位を1ヶ月とし、月単位で収益を認識しております。

さらに、不動産売却収入については、顧客に不動産を引渡す義務を負っており、引渡の時点で収益を認識しております。

## ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

### イ. 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

### ロ. 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

### ハ. 控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、発生連結会計年度の費用として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めておりました「のれん」(前連結会計年度は、124百万円)については、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 販売用不動産の評価

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|                 | 金額     |
|-----------------|--------|
| 販 売 用 不 動 産     | 700百万円 |
| 仕 掛 販 売 用 不 動 産 | 38百万円  |

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産等は、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により評価を行っております。期末時点の販売予定価格から見積追加原価及び見積販売直接経費を控除した正味売却価額が簿価を下回る場合は、正味売却価額と簿価との差額を棚卸資産評価損として計上しております。

正味売却価額の算定に当たっては、販売見込額及び建設コストの動向等を考慮した事業計画に基づいております。販売見込額の主要な仮定には、想定賃料、還元利回り、近隣相場の動向などを用いております。

当該見積り及び当該仮定について、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

## (2) 繰延税金資産

## ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|                               | 金額    |
|-------------------------------|-------|
| 繰 延 税 金 資 産<br>(投資その他の資産のその他) | 59百万円 |

## ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

課税所得の見積りには、将来計画の前提となった数値を、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報に基づいて見積っております。

当該見積り及び当該仮定について、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

## (3) 減損損失

## ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|             | 金額       |
|-------------|----------|
| 有 形 固 定 資 産 | 7,062百万円 |
| 無 形 固 定 資 産 | 441百万円   |
| 減 損 損 失     | 321百万円   |

## ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として保育所等の施設ごとにグルーピングしております。資産グループごとに、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、あるいは主要な資産の市場価格の著しい下落等により、減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された資産グループには減損の認識の判定を実施しております。減損の認識の判定は、各資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フロー総額と各資産グループの固定資産の帳簿価額の比較によって実施しております。減損の認識が必要な場合、減損の測定に当たっては加重平均資本コストを基礎として算定した割引率を使用して求められた割引後将来キャッシュ・フロー合計額である使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額の切り下げを行っております。

将来キャッシュ・フローは、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報に基づいて見積っております。当該見積りには、各園の園児数の推移などの仮定を用いております。当該見積り及び当該仮定について、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には、損失が発生する可能性があります。

(4) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|       | 金額     |
|-------|--------|
| の れ ん | 226百万円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれん（連結貸借対照表の無形固定資産その他に含まれている）は、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により定期的に償却しております。

のれんの償却期間については、取得時点における事業計画に基づく投資の回収期間等を勘案し、超過収益力の効果の発現期間を見積もっております。

また、各連結会計年度において、のれんの減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候が認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより減損損失の認識の要否を判定しております。なお、当連結会計年度においては、のれんの減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,012百万円 |
|----------------|----------|

(2) 当座貸越契約

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 2,450百万円 |
| 借入実行残高                | 428百万円   |
| 差引額                   | 2,021百万円 |

## (3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

## ① 担保に供している資産

|          |        |
|----------|--------|
| 販売用不動産   | 679百万円 |
| 仕掛販売用不動産 | 38百万円  |
| 建物及び構築物  | 189百万円 |

## ② 担保に係る債務

|               |        |
|---------------|--------|
| 短期借入金         | 176百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 35百万円  |
| 長期借入金         | 565百万円 |

## (4) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

## ① その他の流動資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は以下のとおりであります。

|               |       |
|---------------|-------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 39百万円 |
|---------------|-------|

## ② その他の流動負債のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 契約負債 | 27百万円 |
|------|-------|

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-----------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普 通 株 式   | 4,520,800株        | 44,100株          | －株               | 4,564,900株       |

(注) 普通株式の発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による増加分であります。

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-----------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普 通 株 式   | 207,800株          | 84株              | 34,000株          | 173,884株         |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。また、減少は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

| 決 議                        | 株 式 の 種 類 | 配当金の総額 | 1 株 当 たり<br>配 当 額 | 基 準 日      | 効 力 発 生 日   |
|----------------------------|-----------|--------|-------------------|------------|-------------|
| 2024年10月24日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式      | 51百万円  | 12円               | 2024年7月31日 | 2024年10月25日 |
| 2025年3月14日<br>取 締 役 会      | 普通株式      | 52百万円  | 12円               | 2025年1月31日 | 2025年4月16日  |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議 予 定                    | 株 式 の 種 類 | 配 当 の 原 資 | 配当金の総額 | 1 株 当 たり<br>配 当 額 | 基 準 日      | 効 力 発 生 日   |
|----------------------------|-----------|-----------|--------|-------------------|------------|-------------|
| 2025年10月24日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式      | 利益剰余金     | 52百万円  | 12円               | 2025年7月31日 | 2025年10月27日 |

### (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 179,700株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

主に子ども・子育て支援事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金を銀行借入等により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

未収入金は、主に自治体に対する助成金収入の未収計上であり、リスクは限定的であります。

敷金及び保証金は、主として施設の賃借に伴い発生する差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金及び未払法人税等は、短期的に決済されるものであります。また短期借入金は主に運転資金の資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち未払金、未払法人税等、借入金については流動性リスクに晒されております。一部の借入金については変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、自治体以外の取引先に対する未収入金や敷金及び保証金が発生した場合には、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制としております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、手許流動性について早期把握やリスク軽減に向けた管理をしております。

ハ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、定期的に金利の動向を把握し、固定金利・変動金利のバランスを勘案して対応することでありリスクの軽減を図っております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場性がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                   | 連結貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額     |
|-------------------|------------|--------|---------|
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 743百万円     | 513百万円 | △230百万円 |
| 資 産 計             | 743        | 513    | △230    |
| 社 債 ( ※ 2 )       | 199        | 200    | 0       |
| 長 期 借 入 金 ( ※ 2 ) | 3,075      | 3,075  | △0      |
| 負 債 計             | 3,275      | 3,275  | 0       |

(※1) 現金及び預金、未収入金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 社債及び長期借入金は、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区 分             | 時 価     |         |         |        |
|-----------------|---------|---------|---------|--------|
|                 | レ ベ ル 1 | レ ベ ル 2 | レ ベ ル 3 | 合 計    |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | －百万円    | 513百万円  | －百万円    | 513百万円 |
| 資 産 計           | －       | 513     | －       | 513    |
| 社 債 ( ※ )       | －       | 200     | －       | 200    |
| 長 期 借 入 金 ( ※ ) | －       | 3,075   | －       | 3,075  |
| 負 債 計           | －       | 3,275   | －       | 3,275  |

(※) 社債及び長期借入金は、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

## (注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 敷金及び保証金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りを基礎とした合理的な指標で割り引いた現在価値により算出しております。

## 社債、長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## (注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|               | 1年以内 | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|---------------|------|-------------|--------------|------|
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 14   | 85          | 2            | 642  |
| 合 計           | 14   | 85          | 2            | 642  |

## (注3) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

|                 | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-----------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 社 債 ( ※ )       | 100  | 99          | —           | —           | —           | —   |
| 長 期 借 入 金 ( ※ ) | 594  | 513         | 502         | 372         | 316         | 776 |
| 合 計             | 694  | 612         | 502         | 372         | 316         | 776 |

(※) 社債及び長期借入金は、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、子ども・子育て支援事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

|                   | 金額        |
|-------------------|-----------|
| 保 育 所             | 15,348百万円 |
| そ の 他             | 2,965     |
| 顧客との契約から生じる収益     | 18,314    |
| そ の 他 の 収 益 （ 注 ） | 74        |
| 外 部 顧 客 へ の 売 上 高 | 18,388    |

(注) 「その他の収益」は企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準第13号「リース会計基準」に基づくものです。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

|                              | 金額       |
|------------------------------|----------|
| 顧客との契約から生じた債権<br>（ 期 首 残 高 ） | 1,180百万円 |
| 顧客との契約から生じた債権<br>（ 期 末 残 高 ） | 1,176    |
| 契 約 負 債 （ 期 首 残 高 ）          | 53       |
| 契 約 負 債 （ 期 末 残 高 ）          | 27       |

(注) 契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領しているものです。当連結会計年度期首時点で保有していた契約負債に関しては、主に当連結会計年度の収益として認識しております。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,325円85銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 140円29銭   |

10. 重要な後発事象に関する注記

(重要な設備投資)

当社は2025年8月19日開催の取締役会にて子会社による不動産取得につき決議しました。

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 1. 設備投資の目的            | 長期的に安定した収益の確保 |
| 2. 設備投資の概要            | 賃貸用不動産        |
| 3. 設備投資の金額            | 1,100百万円      |
| 4. 取得予定時期             | 2025年9月26日    |
| 5. 当該設備が営業活動に及ぼす重要な影響 |               |

2026年7月期以降の業績に与える影響につきまして精査中であり、現時点においては未確定であります。

(資金の借入)

2025年9月17日開催の取締役会にて借入を行うことを決議いたしました。

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 1. 資金使途       | 子会社による不動産購入           |
| 2. 借入実行日、借入金額 | 2025年9月26日予定 1,050百万円 |
| 3. 借入先        | 株式会社三井住友銀行            |
| 4. 借入期間       | 5年5か月                 |
| 5. 金利         | 基準金利＋スプレッド            |
| 6. 担保         | 対象不動産への根抵当権設定         |

# 貸 借 対 照 表

(2025年7月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額   | 科 目                   | 金 額   |
|-------------------|-------|-----------------------|-------|
| (資 産 の 部)         |       | (負 債 の 部)             |       |
| 流 動 資 産           | 818   | 流 動 負 債               | 385   |
| 現 金 及 び 預 金       | 499   | 短 期 借 入 金             | 120   |
| 関 係 会 社 未 収 入 金   | 71    | 1年内返済予定の長期借入金         | 124   |
| 前 払 費 用           | 29    | 未 払 金                 | 113   |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 | 214   | 関 係 会 社 未 払 金         | 0     |
| そ の 他             | 4     | 未 払 費 用               | 6     |
| 固 定 資 産           | 1,511 | 未 払 法 人 税 等           | 3     |
| 有 形 固 定 資 産       | 82    | 預 り 金                 | 7     |
| 建 物               | 73    | 賞 与 引 当 金             | 9     |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 8     | そ の 他                 | 0     |
| リ ー ス 資 産         | 0     | 固 定 負 債               | 389   |
| 無 形 固 定 資 産       | 6     | 長 期 借 入 金             | 386   |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 0     | 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 | 2     |
| そ の 他             | 5     | 負 債 合 計               | 775   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 1,422 | (純 資 産 の 部)           |       |
| 関 係 会 社 株 式       | 818   | 株 主 資 本               | 1,554 |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 448   | 資 本 金                 | 589   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 7     | 資 本 剰 余 金             | 773   |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 119   | 資 本 準 備 金             | 539   |
| そ の 他             | 28    | そ の 他 資 本 剰 余 金       | 234   |
| 資 産 合 計           | 2,330 | 利 益 剰 余 金             | 359   |
|                   |       | そ の 他 利 益 剰 余 金       | 359   |
|                   |       | 繰 越 利 益 剰 余 金         | 359   |
|                   |       | 自 己 株 式               | △167  |
|                   |       | 純 資 産 合 計             | 1,554 |
|                   |       | 負 債 純 資 産 合 計         | 2,330 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年8月 1日から)  
(2025年7月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額 |     |
|-----------------------------|-----|-----|
| 営 業 収 益                     |     | 847 |
| 営 業 費 用                     |     | 598 |
| 営 業 利 益                     |     | 249 |
| 営 業 外 収 益                   |     | 164 |
| 受 取 利 息                     | 11  |     |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額             | 152 |     |
| そ の 他                       | 0   |     |
| 営 業 外 費 用                   |     | 76  |
| 支 払 利 息                     | 11  |     |
| 支 払 手 数 料                   | 65  |     |
| そ の 他                       | 0   |     |
| 経 常 利 益                     |     | 337 |
| 特 別 損 失                     |     | 2   |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 2   |     |
| そ の 他                       | 0   | 2   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益             |     | 334 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 25  | 26  |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 0   |     |
| 当 期 純 利 益                   |     | 308 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(2024年8月 1日から)  
(2025年7月31日まで)

(単位：百万円)

|               | 株 主 資 本 |           |                 |               |                 |             |      |             | 純資産合<br>計 |
|---------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-----------------|-------------|------|-------------|-----------|
|               | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金       |             | 自己株式 | 株 主 資 本 合 計 |           |
|               |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金   |      |             |           |
|               |         |           |                 |               | 繰越利<br>益剰余<br>金 | 利 剰 余 益 合 計 |      |             |           |
| 当 期 首 残 高     | 581     | 531       | 235             | 767           | 155             | 155         | △199 | 1,304       | 1,304     |
| 当 期 変 動 額     |         |           |                 |               |                 |             |      |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当   |         |           |                 |               | △104            | △104        |      | △104        | △104      |
| 新 株 の 発 行     | 7       | 7         |                 | 7             |                 |             |      | 14          | 14        |
| 当 期 純 利 益     |         |           |                 |               | 308             | 308         |      | 308         | 308       |
| 自己株式の取得       |         |           |                 |               |                 |             | △0   | △0          | △0        |
| 自己株式の処分       |         |           | △0              | △0            |                 |             | 32   | 32          | 32        |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 7       | 7         | △0              | 6             | 204             | 204         | 32   | 250         | 250       |
| 当 期 末 残 高     | 589     | 539       | 234             | 773           | 359             | 359         | △167 | 1,554       | 1,554     |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を含む）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～23年

工具、器具及び備品 4年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社における収益は、主に関係会社等からの経営指導料及び受取配当金であります。経営指導料については、関係会社等に対し、経営方針の策定、事業運営等の指導を行うことを履行義務としており、当該履行義務は、継続的な役務提供によって充足されるため、時の経過に応じて収益を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、発生事業年度の費用として処理しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1)繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|             | 金額   |
|-------------|------|
| 繰 延 税 金 資 産 | 7百万円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

課税所得の見積りには、将来計画の前提となった数値を、経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報に基づいて見積っております。

当該見積り及び当該仮定について、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には当社の業績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

### (2)関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|                   | 金額     |
|-------------------|--------|
| 関 係 会 社 株 式       | 818百万円 |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 | 214百万円 |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 448百万円 |

## ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については発行会社の財政状態が著しく悪化したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行っております。また、関係会社に対する貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、財政状態が著しく悪化した関係会社に対して個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。しかしながら、翌事業年度の関係会社の財政状態により、関係会社株式については追加の減額、貸倒引当金については追加引当又は取崩が必要となる可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 資産に係る減価償却累計額

|                |       |
|----------------|-------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 20百万円 |
|----------------|-------|

#### (2) 当座貸越契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

|           |          |
|-----------|----------|
| 当座貸越契約の総額 | 1,150百万円 |
| 借入実行残高    | 120百万円   |
| 差引額       | 1,030百万円 |

#### (3) 保証債務

次の関係会社等の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

|               |        |
|---------------|--------|
| 株式会社さくらさくパワーズ | 566百万円 |
|---------------|--------|

また、株式会社VAMOSの施設賃料（4施設）について、債務保証を行っており、当期の年間賃借料は33百万円であります。

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|      |        |
|------|--------|
| 営業収益 | 845百万円 |
|------|--------|

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 営業取引以外の取引による取引高 | 116百万円 |
|-----------------|--------|

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

173,884株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|       |      |
|-------|------|
| 賞与引当金 | 2百万円 |
|-------|------|

|        |      |
|--------|------|
| 資産除去債務 | 0百万円 |
|--------|------|

|       |      |
|-------|------|
| 未払事業税 | 0百万円 |
|-------|------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 関係会社株式評価損 | 54百万円 |
|-----------|-------|

|     |      |
|-----|------|
| その他 | 4百万円 |
|-----|------|

|          |       |
|----------|-------|
| 繰延税金資産小計 | 63百万円 |
|----------|-------|

|        |        |
|--------|--------|
| 評価性引当額 | △55百万円 |
|--------|--------|

|          |      |
|----------|------|
| 繰延税金資産合計 | 7百万円 |
|----------|------|

|           |      |
|-----------|------|
| 繰延税金資産の純額 | 7百万円 |
|-----------|------|

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

| 種 類   | 会社等の名称               | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係                               | 取引内容                               | 取引金額<br>(百万円) | 科 目                | 期末残高<br>(百万円) |
|-------|----------------------|---------------------|-----------------------------------------|------------------------------------|---------------|--------------------|---------------|
| 子 会 社 | 株式会社さくら<br>さくみらい     | 所有<br>直接 100.0%     | 経営指導契約の<br>締結、設備の賃<br>借、役員の兼<br>任、資金の貸付 | 経営指導料<br>の 受 取<br>(注) 1            | 622           | 関 係 会 社<br>未 収 入 金 | 57            |
|       |                      |                     |                                         | 事務所共用<br>費 の 受 取<br>(注) 1          | 93            | 関 係 会 社<br>未 収 入 金 | 8             |
|       |                      |                     |                                         | 資金の貸付<br>(注) 2                     | 830           | 関係会社短<br>期貸付金      | 107           |
|       |                      |                     |                                         | 貸付金の回<br>収 (注) 2                   | 937           | 関係会社長<br>期貸付金      | 448           |
|       |                      |                     |                                         | 利息の受取<br>(注) 2                     | 7             | —                  | —             |
|       | 株式会社さくら<br>さくパワーズ    | 所有<br>直接 100.0%     | 経営指導契約の<br>締結、設備の賃<br>借、役員の兼任           | 銀行借入に対する<br>債務保証 (注) 3             | 566           | —                  | —             |
|       | 株式会社みらい<br>パ レ ッ ト   | 所有<br>直接 100.0%     | 経営指導契約の<br>締結、設備の賃<br>借、役員の兼<br>任、資金の貸付 | 資金の貸付<br>(注) 2                     | —             | 関係会社短<br>期貸付金      | 90            |
|       |                      |                     |                                         | 利息の受取<br>(注) 2                     | 0             | —                  | —             |
|       | 株 式 会 社<br>V A M O S | 所有<br>直接 100.0%     | 経営指導契約の<br>締結、役員の兼<br>任、資金の貸付           | 資金の貸付<br>(注) 2                     | 15            | 関係会社短期貸付<br>金      | —             |
|       |                      |                     |                                         | 貸付金の回<br>収 (注) 2                   | 165           | —                  | —             |
|       |                      |                     |                                         | 利息の受取<br>(注) 2                     | 1             | —                  | —             |
|       | 株式会社みんな<br>の み ら い   | 所有<br>直接 95.0%      | 経営指導契約の<br>締結、設備の賃<br>借、役員の兼<br>任、資金の貸付 | 不動産賃貸<br>借契約に対<br>する債務保<br>証 (注) 4 | 33            | —                  | —             |
|       |                      |                     |                                         | 資金の貸付<br>(注) 2                     | 36            | —                  | —             |
|       |                      |                     |                                         | 貸付金の回<br>収 (注) 2                   | 94            | —                  | —             |
|       | 株式会社YELL             | 所有<br>直接 100.0%     | 経営指導契約の<br>締結、設備の賃<br>借、役員の兼<br>任、資金の貸付 | 利息の受取<br>(注) 2                     | 0             | —                  | —             |
|       |                      |                     |                                         | 資金の貸付<br>(注) 2                     | 137           | 関係会社短期貸付<br>金      | 16            |
|       |                      |                     |                                         | 貸付金の回<br>収 (注) 2                   | 121           | —                  | —             |
|       |                      |                     |                                         | 利息の受取<br>(注) 2                     | 1             | —                  | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 経営指導料、事務所共用費については、契約に基づき合理的に決定しております。

2. 株式会社さくらさくみらい、株式会社みらいパレット、株式会社V AMO S、株式会社みんなのみらい、株式会社YELLへの資金の貸付については市場金利を勘案して決定しております。
3. 株式会社さくらさくパワーズの銀行借入について、債務保証を行っております。債務保証の取引金額は、事業年度末の借入金残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
4. 株式会社V AMO Sの一部の賃貸借契約に係る債務保証を行っております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額には当事業年度の賃借料を記載しております。

## 8. 収益認識関係

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 9. 1 株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1 株当たり純資産額  | 354円12銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 70円69銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10.重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年9月19日

株式会社さくらさくプラス  
取締役会 御中

### 監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

|                |       |      |
|----------------|-------|------|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 早川弘晃 |
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 片井悠太 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社さくらさくプラスの2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さくらさくプラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年9月19日

株式会社さくらさくプラス  
取締役会 御中

### 監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

|                |       |      |
|----------------|-------|------|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 早川弘晃 |
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 片井悠太 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社さくらさくプラスの2024年8月1日から2025年7月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査結果に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月19日

株式会社さくらさくプラス監査役会  
常 勤 監 査 役 野 中 利 夫 ㊟  
(社 外 監 査 役)  
監 査 役 横 田 絵 美 ㊟  
社 外 監 査 役 金 井 重 高 ㊟

以 上

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、安定的な配当を基本としつつ、業績及び財務状況等を総合的に勘案して利益還元を行う方針であります。

当期の期末配当金につきましては、1株につき12円とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当（1株につき12円）を加えた年間配当金は、1株につき24円となります。

### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき12円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は52,692,192円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年10月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>並びに、重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | にし お よし たか<br>西 尾 義 隆<br>(1973年10月28日)<br>代表取締役社長                                                                  | 2000年 3月 株式会社アイディーユー入社<br>2009年 8月 株式会社ブロッサム（現 株式会社さくらさくみらい）設立<br>代表取締役社長（現任）<br>2017年 8月 当社設立<br>代表取締役社長（現任）<br>2018年 5月 株式会社さくらさくパワーズ<br>代表取締役社長<br>2021年 4月 株式会社みらいパレット設立<br>取締役（現任）<br>2021年 9月 株式会社みんなのみらい代表取締役社長（現任）<br>2021年10月 株式会社さくらさくパワーズ<br>取締役（現任）<br>2024年 9月 株式会社YELL代表取締役社長（現任） | 180,000株               |
|            | 【選任理由】<br>西尾義隆氏は、当社設立以来、豊富な経験と強いリーダーシップと決断力により、当社グループの経営の重要事項の決定及び業務執行の監督において十分な役割責任を果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                        |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                          | 略 歴、当社における地位及び担当<br>並びに、重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | なか やま たか し<br>中 山 隆 志<br>(1971年11月5日)<br>取締役副社長 | 2000年 2 月 株式会社アイディーユー入社<br>2006年11月 株式会社Gate keeper corporation<br>入社<br>2009年 8 月 株式会社ブロッサム（現 株式会社さくらさくみらい）設立<br>取締役副社長（現任）<br>2017年 8 月 当社設立 取締役副社長（現任）<br>2018年 5 月 株式会社さくらさくパワーズ<br>取締役副社長<br>2019年 3 月 株式会社あかるいみらいアセット<br>取締役（現任）<br>2021年 4 月 株式会社みらいパレット<br>取締役（現任）<br>2021年 9 月 株式会社みんなのみらい<br>取締役（現任）<br>2021年10月 株式会社さくらさくパワーズ<br>取締役（現任） | 455,000株          |
|            |                                                 | 【選任理由】<br>中山隆志氏は、当社設立以来、管理部門の管掌役員として当社グループの経営管理の中核を担っており、重要な役割を果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。                                                                                                                                                                                                                                                        |                   |
| 3          | もり た しゅう へい<br>森 田 周 平<br>(1976年4月27日)<br>取締役専務 | 2000年 4 月 株式会社エッチ・ケー・エス入社<br>2009年 4 月 株式会社クリエイトアップ設立<br>代表取締役就任<br>2010年 4 月 株式会社ブロッサム（現 株式会社さくらさくみらい）取締役専務（現任）<br>2017年 8 月 当社設立 取締役専務（現任）<br>2018年 5 月 株式会社さくらさくパワーズ<br>取締役専務<br>2021年10月 株式会社さくらさくパワーズ<br>取締役（現任）                                                                                                                               | 123,000株          |
|            |                                                 | 【選任理由】<br>森田周平氏は、事業部門の管掌役員を歴任し、当社グループの事業運営の中核を担っており、重要な役割を果たしておりますので、引き続き取締役候補者といたしました。                                                                                                                                                                                                                                                             |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                          | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>並 び に、重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 4                                                                                                                                                                                                   | きた むら さと こ<br>北 村 聡 子<br>(1970年11月29日)<br>社外取締役 | 1999年 4 月 弁護士登録<br>1999年 4 月 田邊・矢野・八木法律事務所入所<br>2012年 7 月 半蔵門総合法律事務所パートナー（現任）<br>2018年 4 月 日本保険学会理事（現任）<br>2019年 4 月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官<br>2019年 7 月 当社社外取締役（現任）<br>2021年 5 月 キャリアリンク株式会社<br>社外取締役（現任）<br>2023年 4 月 日本弁護士連合会常務理事<br>2023年 4 月 第一東京弁護士会副会長<br>2023年 7 月 全国共済農業協同組合連合会監事（現任）<br>2024年6月 株式会社ヤクルト本社社外監査役（現任） | 300株                   |
| 【選任理由及び期待される役割の概要】<br>北村聡子氏は、過去に社外役員になること以外の方法で、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する知見が豊富であり、幅広い知見を有しております。当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を発揮しておりますので、引き続き上記役割を発揮していただけることを期待して、社外取締役候補者いたしました。 |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                        |

- 注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 北村聡子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 北村聡子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年3か月となります。
4. 当社は、北村聡子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、北村聡子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時に

においても同内容での更新を予定しております。

7. 西尾義隆氏は、同氏の資産管理会社である株式会社だいぎにより当社株式数480,000株を所有しております。
8. 西尾義隆氏は、同氏の資産管理会社である株式会社プラスユーにより当社株式数464,000株を所有しております。
9. 中山隆志氏は、同氏の資産管理会社である株式会社TKSにより当社株式数669,000株を所有しております。
10. 森田周平氏は、同氏の資産管理会社である株式会社クリエイトバリューにより当社株式数162,000株を所有しております。

以上

## 株主総会 会場ご案内図

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号 東宝日比谷ビル 6階  
株式会社さくらさくプラス本社会議室



(TEL) 03-5860-9539

### 交通のご案内

#### J R

山手線・京浜東北線「有楽町駅」日比谷口……………徒歩約4分

#### 地下鉄

東京メトロ日比谷線「日比谷駅」A5出口……………徒歩約1分

東京メトロ日比谷線・銀座線・丸ノ内線「銀座駅」C1出口 徒歩約3分

都営三田線・東京メトロ千代田線「日比谷駅」A11出口 ……徒歩約2分

東京メトロ有楽町線「有楽町駅」A7出口……………徒歩約6分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。